

議案第26号 説明資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第1条第1号関係）
の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町議会の個人情報の保護に関する条例 (令和4年12月13日 条例第33号) 第1条 略 (定義) 第2条 略 2～4 略 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。 (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの (2) 略 6～11 略 第3条～第8条 略 (安全管理措置) 第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、議会の権限に属する事務に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 第10条～第15条 略	○幕別町議会の個人情報の保護に関する条例 (令和4年12月13日 条例第33号) 第1条 略 (定義) 第2条 略 2～4 略 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。 (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの (2) 略 6～11 略 第3条～第8条 略 (安全管理措置) 第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、議会の権限に属する事務に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 第10条～第15条 略

現 行 条 例	改 正 条 例
(仮名加工情報の取扱いに係る義務) 第16条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに個人情報の保護に関する法律第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。 5 前各項の規定は、議会の権限に属する事務に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 第17条～第53条 略 (罰則) 第54条 議会事務局の職員若しくは職員であつた者又は第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含	(仮名加工情報の取扱いに係る義務) 第16条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに個人情報の保護に関する法律第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。 5 前各項の規定は、議会の権限に属する事務に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 第17条～第53条 略 (罰則) 第54条 議会事務局の職員若しくは職員であつた者又は第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含

現 行 条 例	改 正 条 例
む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 議会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第57条及び第58条 略	む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 議会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第57条及び第58条 略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第1条第2号関係） の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年12月16日 条例第37号) 第1条～第10条 略 附 則 第1条及び第2条 略 (幕別町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の幕別町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。 (1) 略 (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者 2 略 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者 (2) 第1項第2号に掲げる者 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機	○幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年12月16日 条例第37号) 第1条～第10条 略 附 則 第1条及び第2条 略 (幕別町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の幕別町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。 (1) 略 (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者 2 略 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者 (2) 第1項第2号に掲げる者 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機

現 行 条 例	改 正 条 例
関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 及び 6 略	関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 及び 6 略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第1条第3号関係）
の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例 (令和4年12月16日 条例第38号) 第1条及び第2条 略 (組織等) 第3条 略 2～4 略 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 第4条及び第5条 略 (罰則) 第6条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	○幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例 (令和4年12月16日 条例第38号) 第1条及び第2条 略 (組織等) 第3条 略 2～4 略 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 第4条及び第5条 略 (罰則) 第6条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第2条第1号関係） の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町職員の給与に関する条例 （昭和26年3月10日 条例第3号） 第1条～第16条 略 （期末手当の支給制限） 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （期末手当の一時差止） 第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略	○幕別町職員の給与に関する条例 （昭和26年3月10日 条例第3号） 第1条～第16条 略 （期末手当の支給制限） 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （期末手当の一時差止） 第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2～4 略

現 行 条 例	改 正 条 例
5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 6～8 略 第17条～第23条 略	5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 6～8 略 第17条～第23条 略

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（第2条第2号関係）
の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町消防団条例 (平成27年9月25日 条例第31号) 第1条～第5条 略 (欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員になることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)及び(3) 略 第7条～第15条 略	○幕別町消防団条例 (平成27年9月25日 条例第31号) 第1条～第5条 略 (欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員になることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)及び(3) 略 第7条～第15条 略